

2 予 防 編

予防課では、住宅防火対策の推進、消防法令違反対象物の違反是正の強化、各事業所の自主防火管理体制の確立等を重点目標として、「安全で安心して暮らせる町」の実現に向けて予防行政を進めています。

特に、防火訪問や街頭キャンペーン等のイベント、北消防署ホームページや各種広報誌を通じて住宅用火災警報器の早期設置を促進しています。

(1) 防火対象物の現況

北消防署管内には、延面積 150 m²以上（17項は150 m²未満を含む）の防火対象物が3,653件あり、用途別では、共同住宅等が1,828件と最も多く全体の約5割を占めています。

また、これらの防火対象物には11階以上の高層建築物や地階を有する建築物も多数含まれています。

表3-1 用途別防火対象物件数

項 別	用 途 別	件 数	項 別	用 途 別	件 数
1	イ	劇場、映画館等	9	イ	蒸気浴場等
	ロ	集会場等		ロ	公衆浴場
2	イ	キャバレー、クラブ等	10		駅舎
	ロ	遊技場等	11		神社、寺院等
	ハ	性風俗店舗等	12	イ	工場、作業所等
	ニ	カラオケボックス等		ロ	映画、テレビスタジオ
3	イ	待合、料理店等	13	イ	車庫、駐車場
	ロ	飲食店		ロ	飛行機等格納庫
4		百貨店、スーパー等	14		倉庫
5	イ	旅館、ホテル等	15		事務所等
	ロ	共同住宅等	16	イ	特定複合用途
6	イ	病院、診療所等		ロ	その他複合用途
	ロ	老人福祉施設等	17		重要文化財等
	ハ	通所施設等	18		50m以上のアーケード
	ニ	幼稚園等			
7		学校等	合 計		3,653
8		図書館等			

(2) 立入検査等

立入検査において消防法令違反を発見した時は、急を要する場合や悪質な違反に対しては、警告書や命令書を交付し早期に法令に適合するよう迅速な違反是正に努めています。

① 防火対象物

防火対象物については、防火対象物の用途や規模に応じて作成する年間査察実施計画に基づき、防火対象物に立ち入って検査を行っています。

また、他市で起きた災害事案等について、類似用途の対象物に対して注意喚起を行う等の特命査察を都度行っています。

令和7年中の防火対象物の査察件数は778件となっています。

表3-2 用途別防火対象物査察件数

項 別		用 途 別	件 数
1	イ	劇場、映画館等	0
	ロ	集会場等	33
2	イ	キャバレー、クラブ等	0
	ロ	遊技場等	2
	ハ	性風俗店舗等	0
	ニ	カラオケボックス等	2
3	イ	待合、料理店等	0
	ロ	飲食店	27
4		百貨店、スーパー等	33
5	イ	旅館、ホテル等	1
	ロ	共同住宅等	67
6	イ	病院、診療所等	18
	ロ	老人福祉施設等	26
	ハ	通所施設等	17
	ニ	幼稚園等	5
7		学校等	19
8		図書館等	0

項 別		用 途 別	件 数
9	イ	蒸気浴場等	0
	ロ	公衆浴場	1
10		駅舎	4
11		神社、寺院等	13
12	イ	工場、作業所等	61
	ロ	映画、テレビスタジオ	0
13	イ	車庫、駐車場	15
	ロ	飛行機等格納庫	0
14		倉庫	91
15		事務所等	46
16	イ	特定複合用途	143
	ロ	その他複合用途	132
17		重要文化財等	2
18		50m 以上のアーケード	0
合 計			778



歳末火災予防運動に伴う立入検査（イオンモール堺北花田）

② 高齢者宅への防火訪問

消防職員一丸となって、住宅火災で死亡率の高い高齢者（原則 75 歳以上）を対象に防火訪問を実施しています。

対面による防火指導や啓発チラシのポスティングを実施し、訪問件数は約 4,000 件に及びました。

③ 危険物施設

北消防署管内には、危険物施設が62施設あり、その32.3%を給油取扱所が占めています。

危険物施設に対しては、危険物施設の位置、構造及び設備や貯蔵・取扱いの技術基準が、法令に定められた基準に適合するよう維持管理されているか、施設に立ち入って検査を行うこととなっています。

令和7年中の危険物施設への立入検査状況は次表のとおりで、立入検査回数は62回となっています。

表3-3 査 察 実 施 状 況 表

施 設 区 分		施 設 数	査 察 実 施 数
製 造 所		0	—
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	11	10
	屋外タンク貯蔵所	0	—
	屋内タンク貯蔵所	2	2
	地下タンク貯蔵所	14	14
	簡易タンク貯蔵所	1	1
	移動タンク貯蔵所	4	3
	屋 外 貯 蔵 所	0	0
取 扱 所	給 油 取 扱 所	19	19
	販 売 取 扱 所	1	1
	移 送 取 扱 所	0	—
	一 般 取 扱 所	10	10
合 計		62	62

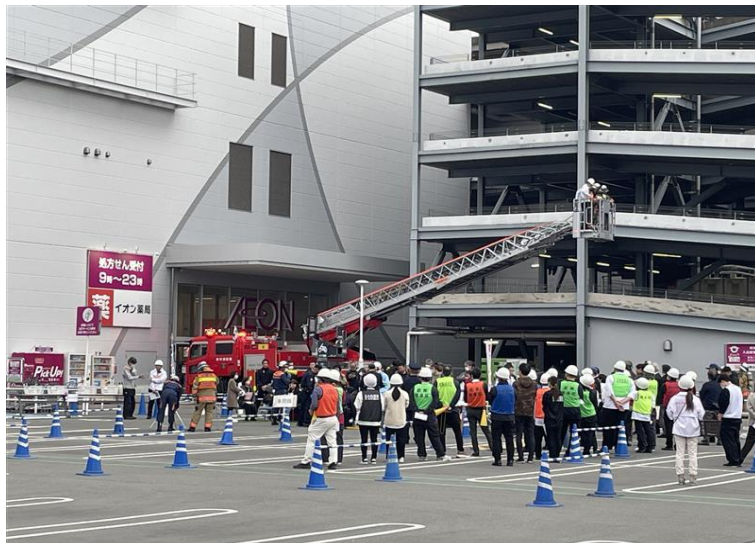
(3) 予防広報

① 火災予防運動

市民の火災予防思想の高揚を図るため、春（3月1日～3月7日）、秋（11月9日～11月15日）及び歳末（12月24日～12月31日）に火災予防運動を実施しています。

ア 合同消防訓練

火災などの災害が発生した場合に、多くの要救助者が発生するような施設において、公設消防隊と自衛消防隊による救助活動を中心とした合同消防訓練を実施しています。



秋の火災予防運動に伴う合同訓練
（イオンモール堺北花田店）

イ 街頭キャンペーン等

街頭キャンペーンや各種イベントの機会に、多くの皆さまに広報物品を配布することで火災予防をアピールする広報活動を行っています。



新金岡駅での広報活動

② 幼年消防クラブ

推進委員会 会長 熊田 則義

クラブ員数 中央幼稚園園児 77名

設立 平成元年11月17日

目的 幼年期に、火に対する正しい知識を身につけ、幼稚園及び各家庭等の火災の減少を図るとともに、将来社会人としての必要な防災知識を養うことを目的としています。

【令和7年の主な活動概要】

ア 幼年消防クラブ入隊式

場 所 中央幼稚園

内 容 だんじり曳行・記念品贈呈



イ 消防との集い

場 所 中央幼稚園

内 容 音楽隊演奏・防災のお話
防火映画上映・放水体験



ウ 防災センター見学

場 所 堺市総合防災センター
内 容 地震体験・煙体験・消火見学
防火映画上映



③ 危険物安全月間

危険物の事故防止の徹底を期することを目的に6月に危険物安全月間を実施しています。この期間中に危険物施設の立入検査、ポスター・横断幕・吊幕の掲出を実施し、危険物にかかる防災意識の高揚と啓発を行っています。

④ 市民に対する防火指導

学校、事業所、自治会等で実施される消防訓練や地域で行われる自主防災訓練等に参加することにより、自分のまちは自分で守るという、自主防災組織の意義を再確認し、自主防災意識の啓発を行っています。